

令和6年3月29日

各 福祉関係事業者団体 御中

厚生労働省 社会・援護局総務課女性支援室  
社会・援護局保護課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
老 健 局 総 務 課

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」の改正について

日頃より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、事業者による社会的障壁の除去に係る障害者への合理的配慮の提供等の義務化等を改正内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号）が令和6年4月1日より施行されることに伴い、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）に即して「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」（以下、「ガイドライン」という。）を改正しました。

本ガイドラインの改正に当たっては、貴団体に事前に改正内容について意見照会をさせていただき、貴重な御意見を賜りましたこと、感謝申し上げます。

今回の改正では、いただいた御意見等を踏まえながら、福祉分野の事業者が、障害者に福祉サービスの提供を行う際に、様々な状況に応じて柔軟に合理的配慮を提供することができるよう、更に事例の追加などを行っております。

つきましては、会員事業者に対する本ガイドラインの周知に御協力をいただき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めていただきますよう、何卒よろしくお願いたします。